

鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の中山間地域等において生活する人々が安心して暮らせるような生活サービスや支え合いの仕組みづくりの取組を支援するとともに、小さな拠点の立ち上げや地域運営組織による、機能の拡充、維持的な運営、若い担い手の育成及び活性化の取組を支援することにより、持続可能な地域の形成を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小さな拠点 複数の集落が集まる基本的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを連携させ、生活を支える新しい地域運営の仕組み
- (2) 地域運営組織 まちづくり協議会等地区公民館設置区域等で活動を行う地域住民主体の運営組織

(対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金交付要綱(令和6年3月29日付第202300311435号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知)に基づき実施する別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表の3欄に掲げる経費とする。

(本補助金の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に別表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表の第5欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請の時期等)

第8条 本補助金の交付申請は、原則として、対象事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日から補助対象とする場合は4月30日までとする。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に7日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第7条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第11条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は3割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（実績報告の時期等）

第12条 規則第12条の規定による報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。ただし、別表第1欄の(2)の事業については、様式第2号に係る書類の添付として、事業年度の翌年の7月31日までに様式第4号を提出しなければならない。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第13条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が5年に満たない財産にあっては5年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間とする。）とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第14条 本補助金の交付を受けた者（以下「対象事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

（財産に関する書類の保管）

第15条 対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、改正後の鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金交付要綱の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行し、改正後の鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 事業区分	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
(1)小さな拠点計画づくり支援事業	地域運営組織又は市長が同等と認める団体	中山間地域において、集落等の地域住民での話し合いによって、事業実施主体の主たる活動範囲にある遊休施設等を活用し、新たに小さな拠点として整備する計画策定や試行実施に必要な以下の経費 (1)計画策定等の検討に係る経費 (2)研修、専門家招へいに係る経費 (3)試行に係る経費(事業費1,000千円未満の工事代、500千円未満の備品購入、アルバイト賃金、印刷製本費、使用料、需用費等) (4)その他事業実施に必要な経費	10分の10	1拠点当たり 1,000千円 ただし、1拠点あたり一回限りとする。
(2)小さな拠点担い手育成事業	地域運営組織又は市長が同等と認める団体	中山間地域において、集落等の地域住民での話し合いによって、事業実施主体の主たる活動範囲にある遊休施設等を活用した取組みで、小さな拠点として発展が見込まれるものについて、次のリーダーとして概ね60歳以下の担い手を確保・雇用し、育成等に必要な以下の経費 (1)担い手活動費(担い手に係る給料・社会保険料・旅費等) (2)担い手に対する研修等に必要な経費(受講料、旅費、賃金、需用費、使用料、燃料費等) (3)地元での講習会、イベント開催等に必要な経費(講師謝金・旅費、印刷製本費、使用料、需用費等) (4)その他事業実施に必要な経費	10分の10	1拠点当たり 3,000千円／年 なお、事業開始から3年を限度とする。
(3)小さな拠点づくりへの取組支援事業	地域運営組織又は市長が必要と認める集落・自治会、団体等	中山間地域において、集落等の地域住民での話し合いによって実施される、小さな拠点づくりへのステップアップにつながるソフト事業に必要な以下の経費 (1)住民等が将来のために主体的に取り組む活動に必要な経費(備品、機械、器具等は1件あたりの取得金額が500千円未満のものに限る) (2)その他事業実施に必要な経費	10分の10	2,000千円／年 同一事業実施主体に対する同一の補助事業に係る補助金の交付は、1回限りとする。

(注1) 対象事業について、本補助金以外の鳥取市補助金等交付規則及び鳥取県補助金等交付規則に基づく補助金及び交付金の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。また、国や他の公共団体等から補助金等の交付を受ける場合は、他の補助金等を加味した事業実施主体の実質負担額を補助対象経費とする。

(注2) 交付対象経費が工事請負費又は委託費の場合については、市内事業者が施工・実施したものに限る。ただし、止むを得ない事業で市内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第8条関係）

年度鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業計画書及び収支予算書

1 事業実施主体

事業実施主体名	
代表者氏名	
所在地・連絡先	
活動地域	
組織の設立年月日	
組織としての認定状況 (広域組織の場合のみ)	

2 事業の概要・目的

事業区分	<input type="checkbox"/> 計画づくり支援事業 <input type="checkbox"/> 担い手育成支援事業 <input type="checkbox"/> 取組支援事業
事業実施期間	年 月 ～ 年 月 ※担い手育成支援事業で複数年実施する予定の場合は、全体計画をご記入ください。
地域の現状、課題 及び事業を行う に至った経緯	
事業の目的	※事業を活用することでどのような姿を目指すのか等をご記入ください。
地域に与える影 響や期待される 効果等	

3 事業内容及び事業費

<p>【事業内容】</p> <p>※「事業の目的」を実現するために取り組む内容について、実施場所、事業内容、実施体制、実施スケジュール等の予定をご記入ください</p> <p>※担い手育成支援事業の場合は、雇用者、活動の拠点場所、担い手が行う業務を記載してください。</p>
<p>【事業に要する経費の積算】</p> <p>※補助対象外経費も含め、事業に要する経費の積算内容をご記入ください。</p>

4 その他

他の補助金の活用 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 補助金名称： 事業内容： 問合せ先（助成元の団体名、連絡先）：
仕入れ控除税額の 有無	<input type="checkbox"/> 有（一般課税事業者） <input type="checkbox"/> 無（簡易課税事業者、免税事業者）
事業完了予定日	年 月 日
事業実施状況等	本補助金が交付された場合に、必要に応じ補助事業者又は事業実施主体に対し、 実施状況の報告や調査を求めることについて <input type="checkbox"/> 協力します

5 収支予算（事業に要する経費）

(1) 収入の部

(単位：円)

負担区分	予算額	備考
県費 市費		
小 計(市補助金)		
その他 (自己資金) ()		※事業実施主体の負担額や補助対象外経費を記入してください
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	備考
補 助 対 象 経 費		
補助対象経費 計		
補 助 対 象 外 経 費		
補助対象外経費 計		
合 計		

注 変更申請の場合、変更前を括弧書きで上段に記入してください。

6 添付書類（様式は問わない）

ア 事業実施主体の概要が把握できる資料（規約、構成員の役割等）

イ 事業計画の内容が把握できる事業費内訳書、見積書等

ウ 地域の将来プランや計画等を策定している場合は、その写し

エ 担い手育成支援事業の場合は、対象となる担い手の氏名、年代、居住地等が把握できる資料、被雇用者の事業年度事業計画書及び年間収支予算書

様式第2号（第12条関係）

年度鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業実績報告及び収支決算書

1 事業の概要

事業実施主体名	
事業区分	<input type="checkbox"/> 計画づくり支援事業 <input type="checkbox"/> 担い手育成支援事業 <input type="checkbox"/> 取組支援事業
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日（事業完了年月日）

2 事業の実施結果

<p>※上記の内容が記載されていれば様式は別紙でも構いません。</p>

3 事業の成果

<p>※計画書に記載した「事業の目的等」がどう達成されたのか、事業を活用したことによる住民や地域への影響や効果等を具体的にご記入ください。上記の内容が記載されていれば様式は別紙でも構いません。</p>
--

4 その他

他の補助金の活用 実績の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	「有」の場合 補助金名称： 事業内容： 問合せ先（助成元の団体名、連絡先）：

5 収支決算（事業に要する事業費）

(1) 収入の部

(単位：円)

負担区分	決算額	備考
1 県費		
2 市費		
小計（市補助金）		
3 その他 () ()		※事業実施主体の負担額や補助対象外経費を記入してください
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	決算額	備考
補助 対象 経 費		
補助対象経費 計		
補助 対象 外 経 費		
補助対象外経費 計		
合 計		

6 添付書類（様式は問わない）

ア 事業の様子が分かるもの（事業で作成した資料、チラシ、活動中の写真等）

イ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可がある場合は、その許可証等の写し

ウ 別表第1欄の(2)の事業については、対象となる担い手の勤務状況が把握できる資料（出勤簿等）、研修報告書、講習会等開催記録資料

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

様

補助事業実施主体

年度鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金仕入れに係る
消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定の通知のあった鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金について、鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業補助金交付要綱第12条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2の規定による補助金の額の確定額
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

鳥取市中山間地域小さな拠点づくり支援事業実施状況報告書

報告日： 年 月 日

1 事業の概要

事業実施年度	
事業実施主体名	

2 事業の成果（事業実施後 年目）

<p>※事業完了以降の取組・体制・活動実績等を踏まえ、計画書に記載した「事業の目的等」の実現状況、住民や地域への影響や効果等、住民の声等について具体的にご記入ください</p>

3 現在の課題及び今後の活動予定

現在の課題	
課題に対する対応策や今後の活動予定	

4 添付資料

- ・事業実施年度に係る被雇用者の事業報告書及び年間収支決算書

※この様式は事業完了した日から翌年度の6月末までの状況（複数年度にわたり実施する場合は前年度の状況）を翌年度の7月末までに提出してください。